国土ニュース

第268号　　令和7年2月3日
発行：株式会社国土工営（認定経営革新等支援機関）
〒162-0824 東京都新宿区揚場町2-26　SKビル4階
TEL：03-5227-3601　　FAX：03-5227-3604
https://www.kokudokouei.co.jp
編集責任者：上甲　覚

非上場株式評価について

2024年11月6日、会計検査院は、作成した「令和五年度決算検査報告」を内閣宛に送付しました。その中で、「相続等により取得した財産のうち取引相場のない株式の評価」について興味深い指摘がありました。

検査の状況は下記の2点です。

1. **原則的評価の評価方式（類似業種比準方式、純資産価額方式）のうち、類似業種比準価額は、純資産価額に比べて相当程度低い水準であること**
2. **特例的評価方式（配当還元方式）の還元率が高いこと**

元々、相続税及び贈与税の課税対象となる財産のうち、取引相場のない株式については、「財産評価基本通達」により、株式の発行会社（評価会社）の規模及び株主の区分に応じて、異なる評価方法により評価します。

原則的評価方式としては、次の3つの評価方式が定められています。

① **類似業種比準方式：1株当たりの類似業種比準価額により評価**
② **純資産価額方式：1株当たりの純資産価額（相続税評価額によって計算した金額）により評価**
③ **併用方式：類似業種比準価額と純資産価額を併用することにより評価**

類似業種比準価額（以下類似）については、会社の業績等を表す3要素（配当金額、利益金額、純資産価額の簿価）について、類似の業種と評価会社を比べ相対的に株式を評価するもので、評価会社の規模が大きい区分ほど類似を用いる割合が高くなります。

会計検査院が無作為抽出した、計1600件の申告を対象とした検査によると、類似の中央値は純資産価額（以下純資産）の中央値の27.2%とのことで、類似が純資産と比べて「相当程度」低い水準となっています。

次に、純資産に対する申告評価額の割合の分布状況をみると、その中央値は大会社0.32倍、中会社0.50倍、小会社0.61倍となっており、評価会社の規模が大きい区分ほど株式の評価額が相対的に低く算定される傾向があることがわかりました。

また、類似の計算式についても指摘があります。上記3要素のうち、配当金額を計上しておらず、配当金額の比準割合が0の評価会社が約80%ありました。これらを計算する際、配当していない80%の会社は、実質的に2つの比準要素の合計額を3で除する事になるため、評価額が下がることになります。そのため、現状では、異なる規模区分の評価会社が発行した取引相場のない株式を取得した者間で、株式の評価の公平性が必ずしも確保されているとは言えないとの指摘があります。

ここまでの記載ですが、税理士の世界では常識で、株価を下げるため、この乖離をついた株価対策は常套手段となっています。

会計検査院の所見としては、「異なる規模区分の評価会社が発行した取引相場のない株式を取得した者間での株式の評価の公平性や社会経済の変化を考慮するなどして、評価制度の在り方について様々な観点からより適切なものとなるよう検討を行っていくことが肝要」と結んでいます。

「公平性」というキーワードは、いわゆる「タワマン節税」に係る「総則6項」適用の際にも出てきました。今回の会計検査院の指摘も、株価評価の特性を活用した「節税」についてメスを入れることなのかもしれません。今後どのような動きになるのか注力する必要がありそうです。

大人の階段上る

2025年の成人式は1月13月（月・祝）に開催されました。成人年齢は2022年4月1日から18歳に引き下げられたものの、多くの自治体では、従来どおり20歳を迎える人を対象に式典を開催しています。

元々成人式は毎年1月15日に開催されていましたが、2000年から「ハッピーマンデー制度」により特定の日ではなく、1月の第2月曜日になりました。

日本の成人式は、奈良時代頃から始まり、当時は「元服」（男性：髪型を成人のものに整えたり、成人の服装を身に着ける）、「裳着（もぎ）」（女性：裳といわれるスカート上の衣装を身に着ける）といった儀式を行っていました。これらの儀式は主に貴族や武士などの上流階級で行われていましたが、江戸時代になって庶民にも広がり、地域によって異なるものの、概ね15歳前後で成人としていました。

明治になって、政府は満20歳を成人とする法律を制定しましたが、この頃も未だ一般的には地域ごとに儀式の形式が異なっており、統一されていませんでした。

現在の形の成人式は、1946年（昭和21年）埼玉県蕨市で行われた「青年祭」が始まりとされています。この祭りは、戦後の混乱期に若者を励まそうという趣旨で開催されましが、それが全国に広がり、1948年（昭和23年）に制定された「祝日法」により、1月15日が「成人の日」とされ、全国的な行事として定着しました。

世界の成人等年齢一覧

	成人	飲酒	喫煙	結婚
日本	18歳	20歳以上	20歳以上	18歳以上
米国	18歳※	21歳以上※1	18歳以上※1	18歳以上※1
英国	18歳	18歳以上	16歳以上	16歳以上
フランス	18歳	18歳以上	18歳以上	18歳以上
ドイツ	18歳	18歳以上※2	18歳以上	18歳以上※3
韓国	20歳	19歳以上	19歳以上	18歳以上

※1：州によって異なる
※2：蒸留酒は20歳以上
※3：16歳以上、配偶者が成人且つ裁判所の許可
出典：法務省諸外国における成年年齢等の調査結果・ワーキングホリデー協会公式ブログ他

では、日本以外の国の成人式はどうなっているのでしょうか？

前掲の表でもわかりますが、18 歳で成人とする国が圧倒的に多いです。法務省の「諸外国における成年年齢等の調査結果」によると、アルゼンチン、インドネシア、シンガポール等、7 か国で 21 歳が成人、韓国と同じ 20 歳の国がタイ、ニュージーランド、モロッコです。一番早い成人は、16 歳のネパールです。お酒で面白いのは、ドイツとノルウェーです。ビールとワインは 16 歳（ノルウェーは 18 歳）で飲めますが、何故か蒸留酒だけ 18 歳（ノルウェーは 20 歳）と差があります。

さて、最近の成人式の映像等で話題になっているのが、福岡県北九州市の「二十歳の記念式典」です。著作権上写真等の掲載は出来ません（興味がある方は検索してみてください）が、左記のイラストより数段派手な成人式です。きっかけは 2000 年代のはじめ、レンタル衣装「みやび」がド派手な衣装の依頼を受けたことで、当初は非常識だと批判も多かったようですが、今では文化の一つとして認識されつつあります。この衣装は 2023 年にニューヨーク・ファッションウィークで披露され反響を呼び、翌 2024 年にはパリコレクションでも披露されており、海外では純粋にデザインの魅力が評価されているようです。

ちなみに海外では、衣装を着ない成人式もあります。エチオピアのハマル族では「牛跳びの儀式」という風習があります。これは成人男性の通過儀礼で、10～30 頭くらいの牛を並べ、牛の背中を成人の男性が「全裸」で走り抜けます。これを落ちずに 4 往復すれば、一人前の大人として「Maza（マザ）」の称号が与えられます。女性の通過儀礼もありますが、鞭打ちというとても痛そう（実際の写真も痛そう）なので、詳しい内容は割愛致します。

ケニアのマサイ族の成人式は「投槍」です。マサイ族通過儀礼として、かつて投槍でライオンを仕留めていました。但し、昨今ライオンの数が絶滅危惧レベルまで減っていることを受け、2012 年からは狩猟の代わりに、「マサイオリンピック」として（隔年開催）生まれ変わっています。

種目ですが、男子は伝統的なマサイ戦士の技に基づいた陸上競技の 6 種目（200 メートル走、800 メートル走、5000 メートル走、やり投げ、こん棒投げ、垂直ジャンプ）を競います（女子の種目は 100 メートル走と 1500 メートル走のみ）。1～3 位には賞金があり、優勝した村には牛 1 頭が贈られます。

南太平洋に位置する、バヌアツ共和国の成人儀式は「ナゴール」です。ナゴールとは、平たく言えば「バンジージャンプ」です。但し、バヌアツのナゴールは、遊園地等にある安全なものではなく、木で組み上げた数十メートルにもなる櫓を 5 週間掛け作る本格派。足に縛り付けるのはゴムではなく天然のつたです。これが緩んだり切れたりしたら死もあり得るので、つたは慎重に選ばなければなりません。男は命を懸け成功すれば、晴れて大人の仲間入りです。

最後に、成人式で新成人の女性が良く振袖に纏っているふわふわのモコモコついて。これ、正式には「ショール」と言います。成人式の振袖にショールの着用が主流になったのは昭和 30 年代の後半と言われています。

このショールが流行るきっかけになったのは、当時、上皇后美智子様がご成婚された際にショールを着用されていたことだとも言われています。

今年 20 歳になった新成人は約 117 万人です。ピークだった 1994 年の約 207 万人からほぼ半減してしまいました。2024 年に生まれた赤ちゃんの数は前年同期比 5.1%減で、初の 70 万人割れの約 66 万人となりました。日本の少子化に歯止めが掛からない現状ですが、この子達が成人式を迎える時には今より明るい日本であって欲しいです。

トリニティーシステム業務提携先（令和 7 年 2 月現在）

東京税理士協同組合
東京地方税理士協同組合
千葉県税理士協同組合
埼玉県税理士協同組合
名古屋税理士協同組合
東海税理士協同組合
京都税理士協同組合
滋賀県税理士協同組合
大阪・奈良税理士協同組合
神戸税理士協同組合
阪神三税協（伊丹・尼崎・西宮）

トリニティーシステム

国土工営では
①土地資産家のお客様の相続対策・納税対策
②保有資産の収益力向上・資産の組換えなど資産強化策
③自社株評価補助・事業承継税制の活用等法人対策
④中小企業の M&A、事業再生
などを手がけております。各分野の専門家が調査・実務を担当いたしますので、お気軽にご相談ください。

本　　社：０３－５２２７－３６０１
〒162-0824 東京都新宿区揚場町 2-26　SK ビル 4 階
横浜支店：０４５－６５１－２８４１
名古屋支店：０５２－５８８－２３２２
関西支店：０７５－２１２－２８０１
大阪事務所：０６－６６７６－７３３０